

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 1 1 月 1 4 日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 家 由 奈

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 1 2 月 5 日 午前 8 時 3 0 分から 令和 7 年 1 2 月 1 2 日 午後 4 時 3 0 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 1 2 月 1 7 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 1 月 7 日 午後 1 時 3 0 分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 7 年 1 2 月 1 8 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 7 年 1 2 月 2 4 日 午後 4 時 0 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 1 1 月 1 4 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 ※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分までです。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	8, 200, 000 6, 560, 000	一括	1, 640, 000	77, 354	0
1	880, 000				
2	7, 320, 000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------|
| 1 | 所 在 | 木田郡三木町大字朝倉字池尻 |
| | 地 番 | 1 5 7 9 番 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 9 9 . 4 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 木田郡三木町大字朝倉字池尻 1 5 7 9 番地 7 |
| | 家屋 番号 | 1 5 7 9 番 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 1 0 2 . 0 0 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7年10月16日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 家 由 奈

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者及びBが占有している。Bの占有権原は使用借権と認められる。

【物件番号2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

-

物 件 目 録

1 所 在 木田郡三木町大字朝倉字池尻

地 番 1 5 7 9 番 7

地 目 宅地

地 積 4 9 9 . 4 2 平方メートル

所有者 A

2 所 在 木田郡三木町大字朝倉字池尻 1 5 7 9 番地 7

家屋 番号 1 5 7 9 番 7

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき平家建

床 面 積 1 0 2 . 0 0 平方メートル

共有者 A 持分 4 分の 3

共有者 B 持分 4 分の 1



令和7年(ケ)第72号
令和7年9月8日受理
令和7年9月29日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 竹 村 優 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 木田郡三木町大字朝倉字池尻
地 番 1579番7
地 目 宅地
地 積 499.42平方メートル

所有者 A

2 所 在 木田郡三木町大字朝倉字池尻1579番地7
家屋 番号 1579番7
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき平家建
床 面 積 102.00平方メートル

共有者 A 持分4分の3
共有者 B 持分4分の1



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	香川県木田郡三木町大字朝倉1579番地7		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件 1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☒ その他の者（B） 上記の者らが本土地上に下記建物を所有し、占有している ☒ その他の者（B）の占有権原は「執行官の意見」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者ら ☐ その他の者 上記の者ら本建物を家財道具類を残置して空き家状態で管理占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 令和 年 月 日 保管開始日 支部 令和 年（ ）第 号		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■A (債務者兼所有者)	1 私は本件物件1土地の所有者で、物件2建物の共有者です。物件2建物の相共有者Bは私の元妻です。 2 物件2建物には、令和5年4月から私と元妻と子供3人の5人家族で暮らしていました。夫婦の間で色々とあって、私が令和6年5月ころに私が本件建物から私の兄弟の家に引っ越しました。その後、元妻と子供たちで暮らしていたのですが、令和6年10月ころに引っ越したと聞いています。ですから現在は本件建物には誰も住んでいない状況です。 3 本件建物に設置している太陽光発電システムは物件2建物を建てる際に設置したもので、その支払いは住宅ローンの中に組み込まれている状況です。 4 物件2建物のBの4分の1の持分の、底地である物件1土地に対する利用権原については、夫婦の間のことであるので賃用のやり取りなどなく使用貸借関係ということになるのだと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■

- 1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から2枚目記載のとおり認めた。
- 2 三木町役場及び香川県長尾土木事務所での調査によると、本件土地は都市計画区域外に存在し、北側を幅員約7.5mの舗装農道(三木町管理道)に、東側を幅員約10mの香川県道に、それぞれ接道している。
- 3 物件1土地の範囲は、現況上明らかである。縮尺入り地図に準ずる図面及び地積測量図、並びに、現地での境界プレート(南東角点で確認)及びコンクリート擁壁が存在している。
- 4 物件2建物については、経年(築後約3年経過)劣化が見受けられるものの、築浅であるので不具合箇所は見受けられなかった。
物件2建物には階段で上がり降りするロフトが存在しているが、高さが1.4m未満であることから登記簿上も床面積に算入されていない。
物件2建物に設置されている太陽光発電システムは建物にとって必要不可欠な物であることから、従たる動産として建物と一体化しているものと思料する。
物件2建物の共有者Bの、敷地であるA所有土地に対する利用権原については、Aの陳述にもあるとおり、元々夫婦の間のことであるので、期間の定めのない使用貸借関係にあるものと思料する。
- 5 物件1, 2建物の占有については、建物内部の状況から、建物共有者であるAとBの残置物が存在していることが窺われることから、両名が占有しているものと思料する。
- 6 三木町土地改良区での調査では、「本件物件1土地周辺の水利関係について、どこの水利組合が管理しているのかについては、水系が複雑ではっきりとしません。できれば地域の農業経営者の方が自治会で聞いていただければと思います。」とのことであった。
※ 上記、関係人の陳述及び関係資料等により2枚目記載のとおり報告する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年9月11日(木) 13:40-13:50	さぬき市長尾東 香川県長尾土木事務所	公法上の規制等調査
令和7年9月11日(木) 14:10-14:30	さぬき市寒川町神前 高松法務局(寒川出張所)	公簿等閲覧等調査
令和7年9月11日(木) 14:50-15:20	三木町役場	公法上の規制等調査
令和7年9月11日(木) 15:40-16:00	物件所在地	接道外観等調査
令和7年9月18日(木) 13:50-15:00	物件所在地	立入調査 評価人同行
令和7年9月26日(金) 16:00-16:20	高松市松福町 高松刑務所	債務者兼所有者Aから事情聴取
令和7年9月26日(金) 16:40-16:50	高松市番町1丁目 香川県広域水道企業団 高松事務所	上水関係調査

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☒ 令和 7 年 9 月 1 8 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Cを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図 (概略図)



N



S ≒ 1:400

※概測に基づく概略図であり、現況と相違する可能性があることに留意されたい。
隣接地の地番は、現況及び公図等に基づいて記載している。

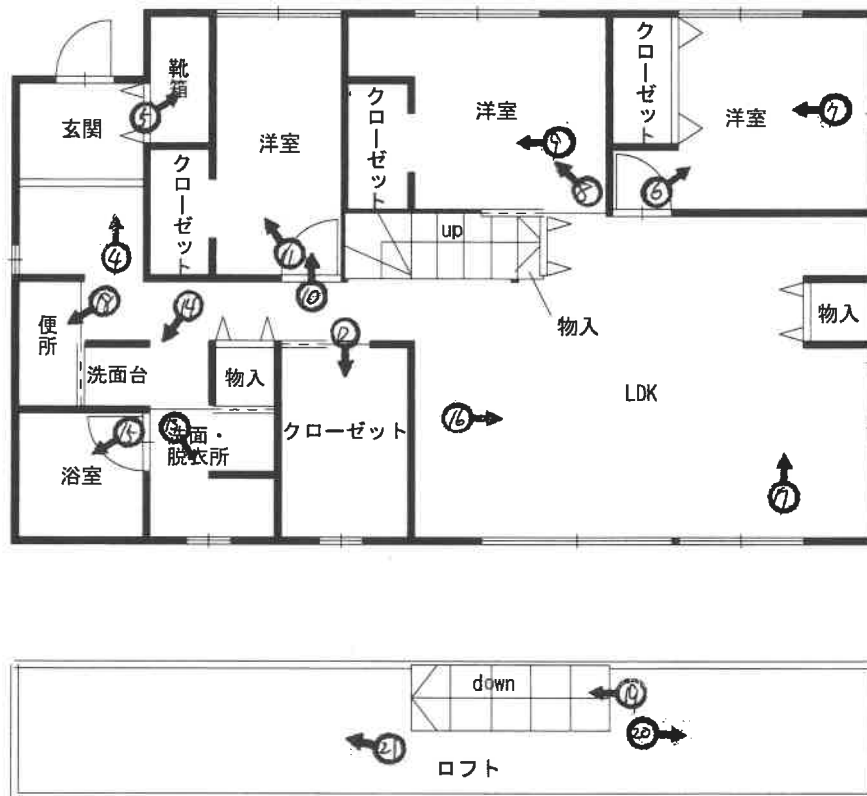


写真撮影位置・方向

(6 枚目)

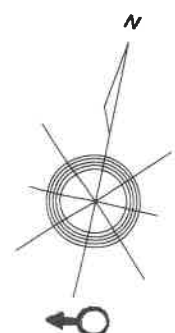
建物間取図 (概略図)

物件 2 (主である建物)



※概略図であり、現況と相違する場合がある。

(7 枚目)



写真撮影位置・方向

1



受命物件の状況

2



物件1 土地東側及び南側境界付近の状況

香川県道

舗装農道（三木町管理道）

香川県道

物件 2

3



物件 1

4



物件 2 建物の玄関付近の状況

5



物件 2 建物の玄関付近のシューズクロークの状況

6



物件 2 建物の北側東端洋室の状況

7



物件 2 建物の北側東端洋室の状況

8



物件 2 建物の北側中の洋室の状況

9



物件 2 建物の北側中の洋室の状況

1 0



物件 2 建物の北側西端洋室の状況

1 1



物件 2 建物の北側西端洋室の状況

1 2



物件2建物のLDK西側のクローゼットの状況

1 3



物件 2 建物の洗面脱衣所の状況

1 4



物件 2 建物の洗面脱衣所北側の洗面台の状況

1 5



物件 2 建物の浴室の状況

1 6



物件 2 建物のLDKの状況

1 7



物件 2 建物のキッチン周りの状況

18



物件2建物のトイレの状況

19



物件2建物のロフトから1階への階段の状況

2 0



物件 2 建物のロフト東側の状況

2 1



物件 2 建物のロフト西側の状況

2 2



物件 2 建物の屋根の太陽光発電パネル設置の状況

太陽光発電のパワーコンディショナー

2 3



太陽光発電システムの設置状況

太陽光発電の蓄電池

2 4



物件 2 東側の簡易物置設置状況

令和7年（ケ）第72号
令和7年9月18日現地調査
令和7年9月26日評価

高松地方裁判所 御中



評 価 書

評価人 不動産鑑定士
森 英起

第1 評価額

一 括 価 格	
金 8, 2 0 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 8 8 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 7, 3 2 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1 及び物件 2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1 の土地の内訳価格は、物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	木田郡三木町大字朝倉字池尻 1579番7 宅地 499.42㎡	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	木田郡三木町大字朝倉字池尻1579番地7 1579番7 居宅 木造スレートぶき平家建 102.00㎡	同左
番号	特 記 事 項		
	・特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	琴電長尾線「学園通り」駅の南西方約3.9km（直線距離） （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	受命物件の存する近隣地域は三木町の朝倉地区に位置し、周囲に農地が多く残る中、一般住宅等の点在する住宅地域である。当該地域においては、300㎡程度の敷地に住宅としての使用を標準的使用とする。需要は低調に推移しており、依然として価格は下落基調で推移するものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	都 市 計 画 区 域 外 — — — — —
画 地 条 件	規 模 499.42㎡（公簿） 間 口 北側約18m 奥 行 約18m（西側） 形 状 ほぼ整形 地 勢 普通	
接面道路の状況	現況幅員約7.5m舗装農道（東讃南部田中線、三木町管理道）に等高から約0.5m高く北面 （建築基準法上の取り扱いなし） 現況幅員約10m舗装県道（小養前田東線）に等高から約0.3m高く東面 （建築基準法上の取り扱いなし） （何れも長尾土木事務所調）	
土地の利用状況 及び隣地の状況	物件2の敷地として利用されている。 隣接不動産の状況は、東側が県道を挟んで事務所、西側が雑種地、南側が農地、北側が農道を挟んで住宅として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道 有り ガ ス 配 管 無し 下 水 道 無し	
特 記 事 項	・ 物件1土地の範囲は、現況上明らかである。 ・ 東側に電柱が存在している。 ・ 排水に関して三木町土地改良区での調査では、「本件物件1土地周辺の水利関係（浄化槽からの放流に対する水路維持管理協力金の徴収等）について、管理している水利組合がはっきりしません。買	

特 記 事 項	受人の方は、地域の農業経営者の方か自治会で聞いていただければと思います。」とのことであった。 ・洪水浸水想定区域(想定最大規模)に該当する(国土交通省が公開する「重ねるハザードマップ」参照)。 ・土壌汚染については登記等による地歴調査等によれば、その可能性は低いものと思料される。なお、土壌汚染の有無の詳細は専門調査機関による調査を要する。 ・埋蔵文化財については、三木町役場生涯学習課での調査によると、本件土地自体には包蔵地の指定はないことを確認した。ただし、隣接地に遺跡があるため包蔵地の可能性があるかもしれず、詳細な事業内容が決まり次第、当課と協議願いますとのことである。
---------	--

以 下 余 白

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日（登記記載） 令和5年3月25日新築 経 過 年 数 新築から約3年 経済的残存耐用年数 約17年
仕 様	構 造 木造 屋 根 スレート葺 外 壁 サイディング等 内 壁 ビニールクロス等 天 井 ビニールクロス等 床 カラーフローア等 設 備 電気、排水設備、太陽光発電設備等 その他 ー
床面積（現況）	1階102.00㎡である。
現 況 用 途 等	階 層 平家建※ 現況用途 住宅 間 取 り （建物間取図のとおり）
品 等	普通
保守管理の状態	普通（但し、外装にくすみがみられる。） ・関係人によると、新築時に太陽光発電設備を設置したとのことである。
建物の利用状況	占有状況については、現況調査報告書のとおり。
特 記 事 項	※階段で上がり降りするロフトが存在しているが、高さ1.4m未満であることから、登記簿上も床面積に算入されていない。 ・経年劣化が見受けられるものの、築浅であるため不具合箇所は見受けられなかった。 ・屋根に設置されている太陽光発電システムは建物に不可欠であるため、従たる動産として建物と一体化しているものと思料する。 ・対象建物については、吹付けアスベスト等及びアスベスト含有建材（成形板・仕上塗材等）が使用されている可能性は低い。 ・設備については、使用可能かどうかは不明である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1	10,200	0.82	499.42	1.00	4,177,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 香川三木-2

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$19,900 \text{ 円/㎡} \times 100/100 \times 100/100 \times 100/195 \approx 10,200 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：……必要なし

◇地域格差：……街路条件(幅員等)-4%(0.96)、接近条件+10%(1.10)、環境条件+85%(1.85)

$0.96 \times 1.10 \times 1.85 \approx 1.95$

イ 個別格差：……画地条件(角地、地積等)-18%(0.82)

ウ 地積：……登記数量による

エ 建付減価：……必要なし

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床 面積(㎡)	現価 率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2(主である建物)	175,000	102.00	0.86	15,351,000

ア 再調達原価

建物本体に加え、太陽光発電システムも考慮して査定した。

ウ 現価率

物件2(主である建物)

経過年数約3年、経済的残存耐用年数約17年、残価率5%とした定額法と観察減価法(特になし)を併用して下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = \left[0.05 + (1 - 0.05) \times \frac{17}{3 + 17} \right] \times (1 - 0.00) \approx 0.86$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	4,177,000	0.50	法定地上権	2,089,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を0.50と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及び 加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	4,177,000	-2,089,000		0.70	0.60	880,000
2	15,351,000	+2,089,000	1.00	0.70	0.60	7,320,000
一括価格 (合計)						8,200,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：三木町の住宅需要が低迷しつつある中、物件の存する地域は町内の郊外部に位置しており、利便性等の面で相対的に劣後しているほか、総額の面でもやや嵩んでいること等から、当該物件に対する市場参加者は限定されるものと思料し、市場性修正率を-30%(0.70)と判断した。

オ 競売市場修正：評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格等 (香川三木-2)

所 在：木田郡三木町大字池戸字四角寺1239番61
 価 格：19,900円/㎡
 位 置：琴電長尾線「池戸」駅の北東方約2.3km (道路距離)
 価 格 時 点：令和7年1月1日
 地 積：264㎡
 供給処理施設：水道、下水、ガス
 接 面 街 路：南東側5m町道に接面
 用 途 指 定 等：非線引都市計画区域
 用途指定無し
 (建蔽率70%, 容積率200%)

地 域 の 概 要：一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件 1	2,740,816円
物件 2	9,588,656円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上

国土地理院地形図
『高松南部、川東、
志度、鹿庭』

公栄地-2

最寄駅

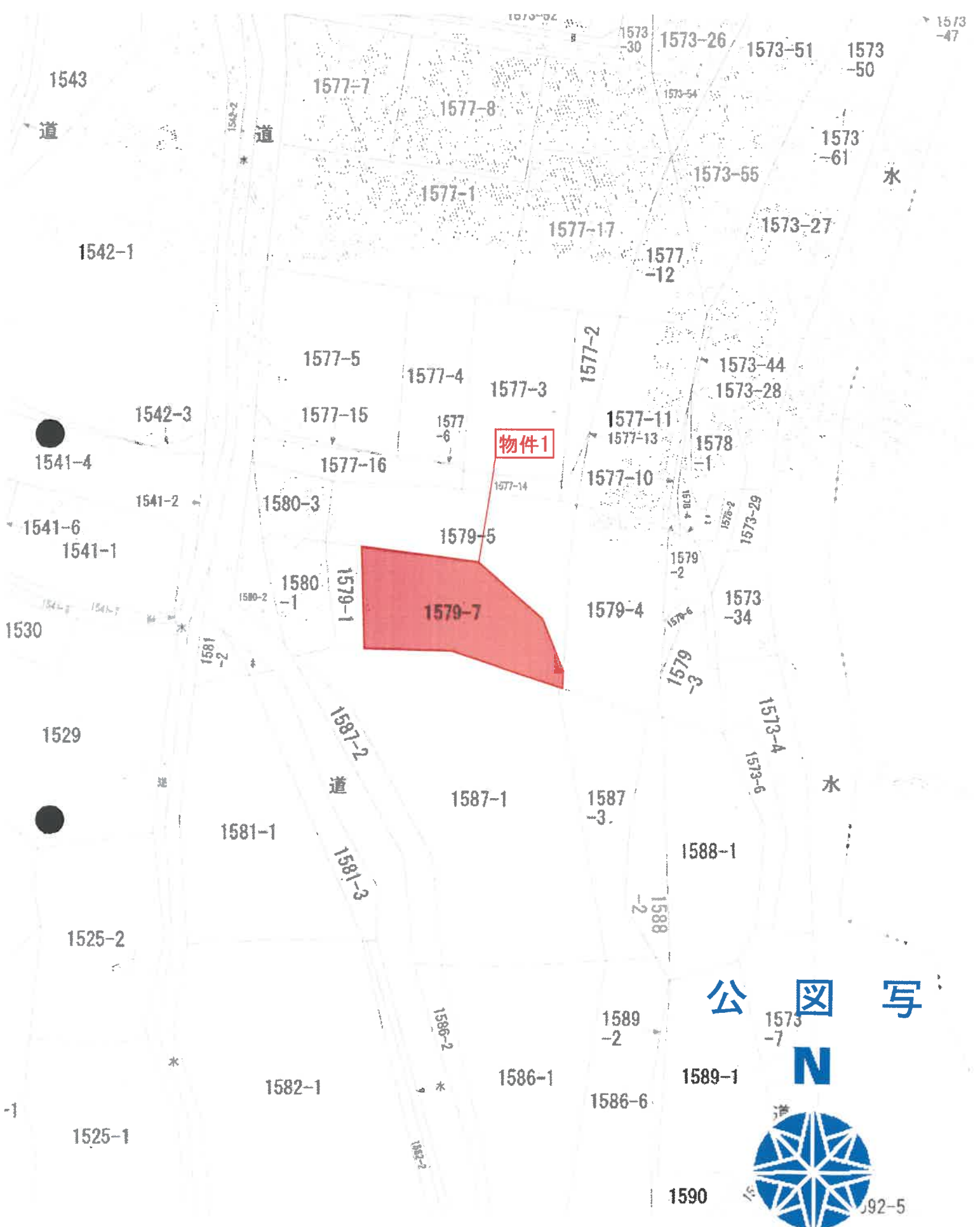
位置図

N



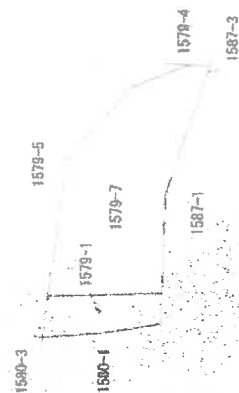
S=1:25000

物件



登記年月日：令和4年9月22日

土地所在図 1:600



求積表

地番	① 1579-1	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_n-1$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_n-1)$
K361	137023.415	575523.835	9.481		128918.997615
K362	137005.590	575528.081	-0.552		-75637.059120
K363	137004.526	575523.283	-0.365		-126304.735090
S208	137021.825	575518.716	-4.683		-641673.208475
S176	137022.261	575518.600	5.119		701416.854059
合計				合計	188.200069
合計面積					94.145046 m ²

地番	② 1579-7	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_n-1$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_n-1)$
G332	137011.045	575557.063	-0.249		-34115.750205
K312	137013.777	575556.317	-1.407		-192778.384239
K355	137016.453	575555.658	-4.106		-562589.697078
K359	137027.754	575552.211	-13.831		-1895161.710674
K357	137027.732	575541.825	-19.419		-2650941.527703
S178	137025.489	575532.762	-16.886		-2312990.254329
S177	137023.659	575524.945	-8.957		-1223230.915653
K361	137023.416	575523.835	3.158		429705.429440
K362	137005.590	575528.081	22.007		3015081.358920
K326	137009.387	575545.842	28.485		3902712.398895
K360	137010.972	575558.568	11.221		1537400.116812
合計			合計	合計	988.942970
合計面積					494.471485 m ²

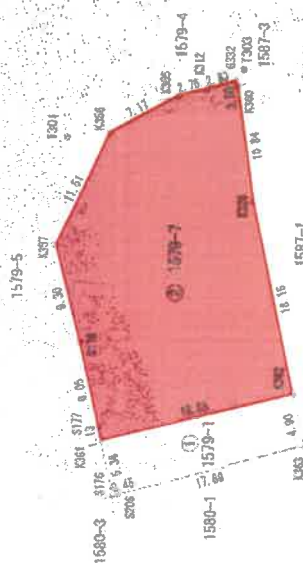
総合計面積

502.5670045 m²

地積測量図

1579-1, 1579-7

土地の所在 木田郡三木町大字朝倉字池原



引張点	点番	X座標	Y座標
T301 (基準点)	T301	137026.741	57551.896
T303 (基準点)	T303	137010.407	57558.171

準拠点 (T301)

準拠点	座標
K361	28.25
K362	31.87
S206	31.54
G332	16.52
K361	36.71
K362	30.47
S206	41.07
G332	1.27



不図測量

測量年月日 令和4年4月2日
測量員 桑原：G332・K355・S178・S177・K361
金原：K357・S176・S206

物件1

作成者

申請人

縮尺 1/500

A3版を縮小

登記年月日：令和5年4月6日

各階平面図

建物図面

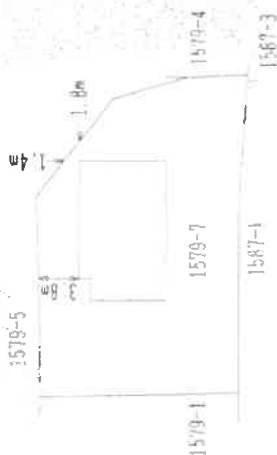
家屋番号	1579番7
建物の所在	木田郡三木町大字朝倉字池尻1579番地7



求積表

① 2,000 × 7,000	=	14,000
② 2,000 × 8,000	=	16,000
計		30,000

床面積 102.00 m²



作成者

申請人

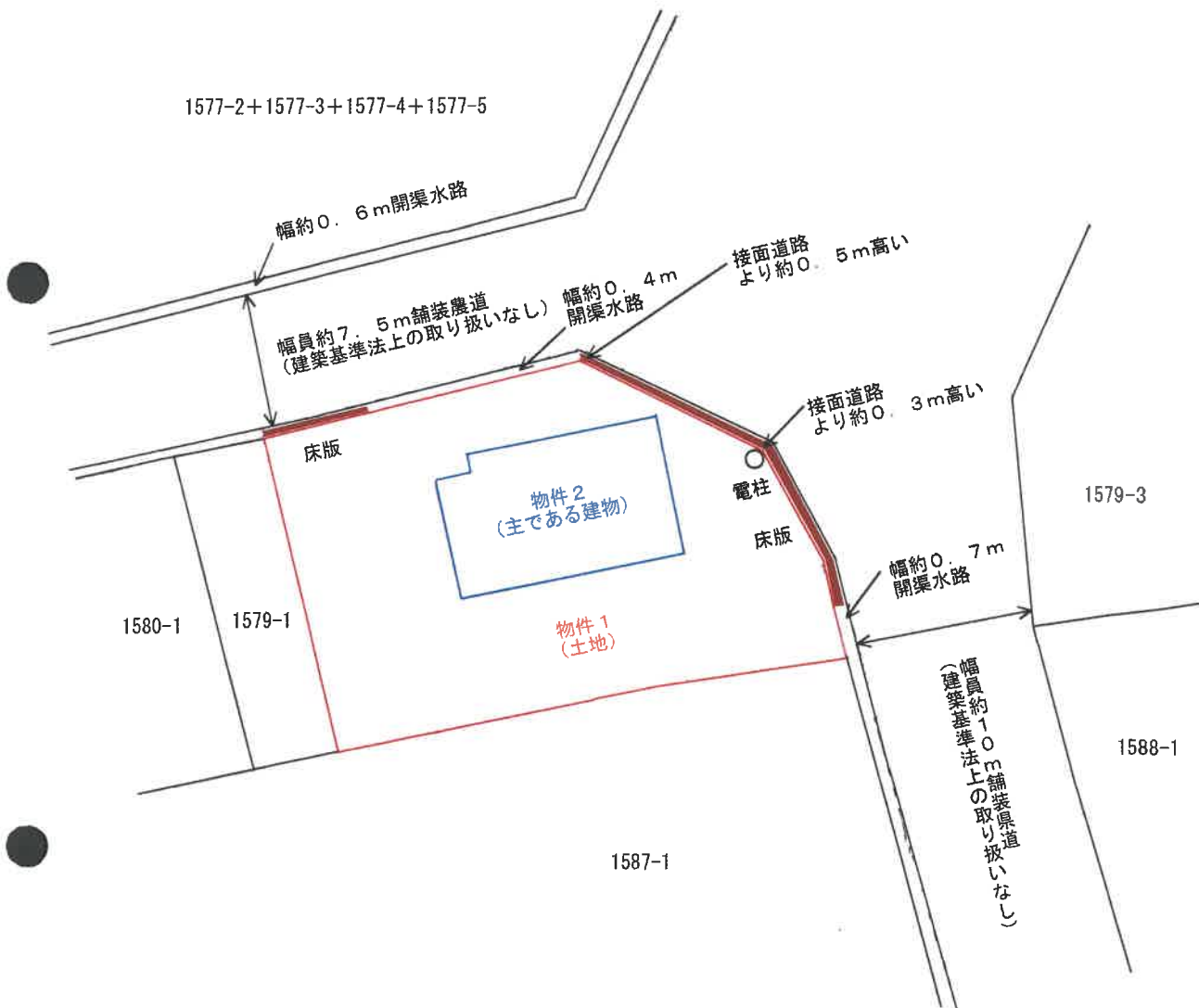
縮尺 1/500

縮尺 1/500

物件2

A3版を縮小

土地建物位置関係図 (概略図)



N

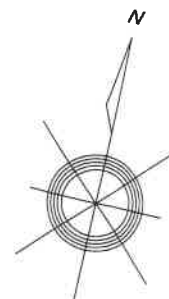
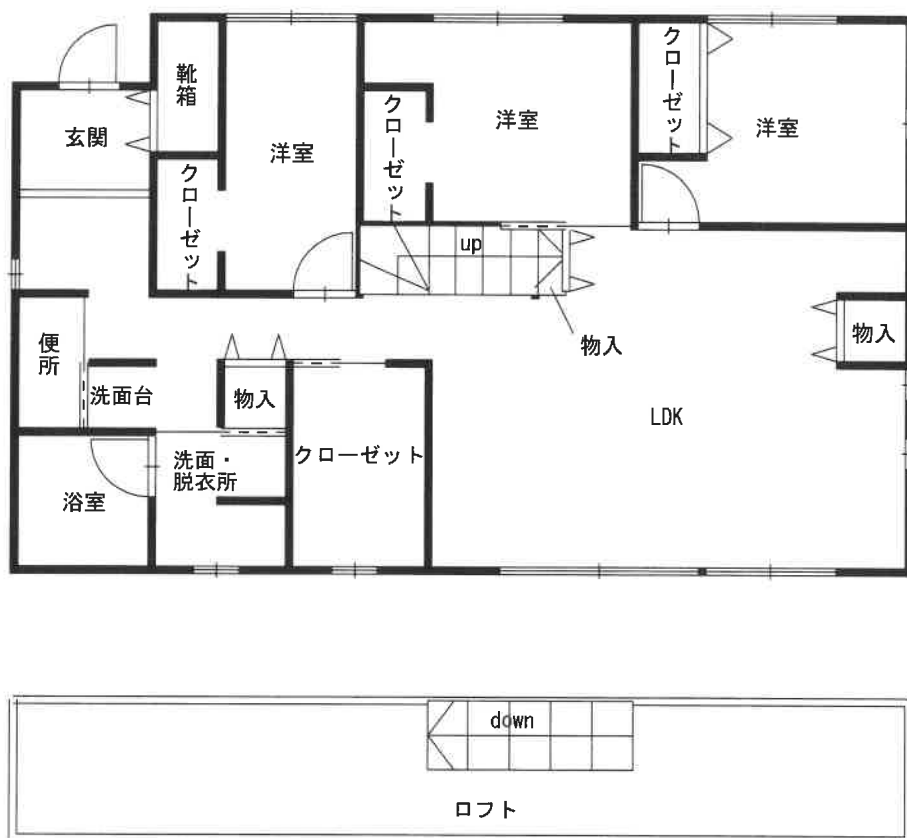


S ≒ 1:400

※概測に基づく概略図であり、現況と相違する可能性があることに留意されたい。
隣接地の地番は、現況及び公図等に基づいて記載している。

建物間取図 (概略図)

物件2 (主である建物)



※概略図であり、現況と相違する場合がある。